令和6年度

安房聖苑熱交換器修繕工事

特 記 仕 様 書

安房郡市広域市町村圏事務組合

特記仕様書

- 工事名 令和6年度 安房聖苑熱交換器修繕工事
- 工事場所 南房総市山名 345 番地 安房聖苑

第1章 総 則

第1条 適用

本工事の施工にあたっての一般的事項は「公共建築工事標準仕様書(機械設備編)」、「公 共建築工事標準仕様書(電気設備編)」「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」による ものとする。

第2条 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い適切な安全管理を行わなければならない。

第3条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1 資材置き場、材料搬入路、仮設事務所などについては発注者と協議し火葬場業務に支障がないようにすること。
- 2 不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を 工事現場に立ち入らせないこと。
- 3 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第4条 工期

契約日の翌日から令和7年3月14日まで

第5条 震災対策

- 1 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 2 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置を講ずるものとする。

第6条 建設廃棄物

建設廃棄物を搬出する時は、下記のとおりとする。

- 1 建設廃棄物は、産業廃棄物処分業許可業者に搬出するものとする。なお、運搬に 先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 建設廃棄物の処分に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の

確認を受け、同申請書を2部提出すること。

3 建設廃棄物の処分にあたって、搬出事業者(元請業者)は処分業者と建設廃棄物 処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書(厚生省作成または建設八団体 廃棄物対策連絡会作成様式)を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提 出すること。

なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設 副産物処理委託契約を締結すること。

- 4 建設廃棄物の処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員 に2部提出するとともに、実際に要した処分費等(受入伝票、写真等)を証明する 資料を監督職員に提示し、確認を受けること。
- 5 建設廃棄物の処分にあたっては、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト 方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を、パソコンにより印刷し、監督職員に提出すること。

6 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、これにより難い場合は監 督職員と協議するものとする。

第2章 施 工

第7条 修繕内容

- 1 主な工事範囲
 - 1) 熱交換器本体更新(B系列)
 - 2) 本体更新に伴う仮設工事(搬入用ステージ設置及び室内照明の移設)
 - 3) 本体更新に伴う本体の保温・板金工事
- 2 熱交換器本体更新(B系列)
 - 1) 施工範囲(図面参照)
 - 2) 使用材料

・熱交換器本体(要部材質SUS316L) 1台

・放熱側ジャバラ1台

・パッキン、消耗品等1式

第8条 工事要領

工事施工は、単独1系列での施工とし、他の炉については平常通り使用可能とする。 騒音及び振動を要する工事施工については、安房聖苑休場日(友引)とし、平常業 務に支障がない様にすること。

第9条 適用範囲

本仕様に明記されていない事項については、改修等の目的達成のため、当然必要と 思われるものに限り、請負金額の範囲内で解決するものとする。

第10条 完成引渡

工事終了後、発注者監督員の立会いのもとに完成検査を実施し、検査合格後引渡し を行なうものとする。

第11条 保証期間

保証の期間は完成引渡後2年間とする。ただし、消耗品類及び不可抗力的起因による場合は、この限りではない。